

議案第49号

木津川市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

木津川市認可地縁団体印鑑条例（平成19年木津川市条例第129号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年8月27日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）」が令和8年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（案）

木津川市認可地縁団体印鑑条例（平成１９年木津川市条例第１２９号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録資格） 第２条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときは代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「省令」という。）<u>第１８条の３第１項第６号</u>に規定する職務代行者 （２）～（４） （略） （登録） 第４条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第１８条の３第１項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに木津川市印鑑条例（平成１９年木津川市条例第１２８号）の規定により登録されている個人	（登録資格） 第２条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときは代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「省令」という。）<u>第１９条第１項第１号</u>へに規定する職務代行者 （２）～（４） （略） （登録） 第４条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第２１条第２項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに木津川市印鑑条例（平成１９年木津川市条例第１２８号）の規定により登録されている個人の

の印鑑（以下「個人印鑑」という。）に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録する。 （印鑑登録の廃止の申請） 第7条 （略） 2 （略） 3 印鑑登録者が当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の<u>登録の廃止</u>を申請しなければならない。 （関係者に対する質問調査） 第12条 （略） 2 （略） 3 職員は、前項の規定により質問し、又は必要な事項について調査する場合には、その身分を証する証明書を携帯し、<u>関係者</u>の請求があつたときはこれを提示しなければならない。	印鑑（以下「個人印鑑」という。）に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、登録する。 （印鑑登録の廃止の申請） 第7条 （略） 2 （略） 3 印鑑登録者が当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の<u>廃止</u>を申請しなければならない。 （関係者に対する質問調査） 第12条 （略） 2 （略） 3 職員は、前項の規定により質問し、又は必要な事項について調査する場合には、その身分を証する証明書を携帯し、<u>関係人</u>の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
--	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。